フロン排出抑制法

フロンの漏えい点検が義務化されました （フロン類の使用の合理化および管理の適正化に関する法律）

冷媒フロン類取扱技術者などによる点検が必要です。

GHPを所有・管理する方は、日常の機器の適正な管理と、フロン漏えい時の能力低下・被害の拡大を防ぐため、認定を受けた十分な知見を有する者（冷媒フロン類取扱技術者）による定期点検と早期の予防保全措置の実施が必要です。

■冷媒管理・点検フロー

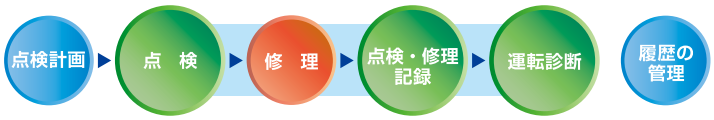

●冷媒フロン類取扱技術者

冷媒フロン類取扱技術者証

・運転履歴、点検記録簿の確認
・間接法・直接法による点検
・点検・修理記録簿への記載
・機器所有者、管理者への報告

※「冷媒フロン類取扱技術者」による定期点検費用は所有者のご負担となります。

［GHPを所有・管理される方の義務］

1 GHPの簡易点検・定期点検の義務

①日常的に実施する簡易点検の実施（3箇月に1回以上）
●十分な知見を有する者がアドバイスをする。
（所有者または管理者のみで実施可能）
②定期点検の義務化（十分な知見を有する者に依頼）

※一定規模以上の機器の定期点検は「十分な知見を有する者」（専門知識をもった者）いわゆる「冷媒フロン類取扱技術者」などが実施する。

詳しくはこちら▼

※定期点検対象機種は、当社GHP WEBサイトでご確認ください。https://www.aisin.com/jp/product/energy/ghp/environ/legal/index.html#unit

2 漏えいを発見した場合には、速やかな漏えい箇所の特定および修理を実施

・フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することは原則禁止
（繰り返し充填の原則禁止）
●十分な知見を有する者に修理、フロン類の充填を依頼

3 GHPの点検・修理やフロン類の充填・回収などの整備に関する履歴の記録・保存義務

①適切な管理を行うため、GHPの整備については、記録簿に履歴を記録し、記録簿はGHP廃棄後、3年間保存しなければならない。
②十分な知見を有する者に整備を依頼し、整備の記録を記入

4 算定漏えい量の報告

・1年間にフロン類をCO_2換算値で1,000t-CO_2以上漏えいした事業者は国へ報告する義務がある。

漏えい量＝充填量 × GWP（CO_2換算値）≧ 1,000t-CO_2/年

※充填量=GHPの整備時における（充填量－回収量）　※GWP：地球温暖化係数のこと

5 GHPを廃棄する際は、フロン類を回収しなければならない（法改正前からの義務）

①第一種フロン類充填回収業者に依頼して、フロン類を回収したあと、GHPを破棄する。
②回収依頼の際、管理者は、フロン回収行程管理票を交付しなければならない。

以下のような場合、管理者に罰則が科せられます。

(1) フロンをみだりに放出した場合
（1年以下の懲役または50万円以下の罰金）
(2) 上記1～3の「判断の基準」に違反した場合
（50万円以下の罰金）
(3) 上記5の行程管理票の交付を怠った場合
（50万円以下の罰金）
(4) 国から求められた「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告
（20万円以下の罰金）
(5) 都道府県の立入検査の収去の拒否、妨げ、忌避した場合
（20万円以下の罰金）
(6) 上記4の算定漏えい量の未報告、虚偽報告をした場合
（10万円以下の罰金）

その他、令和2年4月施行の改正フロン排出抑制法により罰則が強化されました。詳細につきましては、下記WEBサイトをご確認ください。

※フロン排出抑制法に定められたGHPの「定期点検」は、当社コールセンターまでお問い合わせください。
※平成26年12月（一社）日本冷凍空調設備工業連合会、（一社）日本冷凍空調工業会、（一財）日本冷媒・環境保全機構発行「フロンの漏えい点検が義務化されました！」および、（一財）日本冷凍・環境保全機構のWEBサイト「改正フロン排出抑制法 令和元年6月5日公布 管理者様によるフロン管理義務が強化されます」より抜粋

●（一社）日本冷凍空調設備工業連合会 https://www.jarac.or.jp/ ●（一社）日本冷凍空調工業会 https://www.jraia.or.jp/ ●（一財）日本冷媒・環境保全機構 https://www.jreco.or.jp/